

告示

埼玉県告示第千二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
本町在宅クリニック	久喜市本町三―一六―二三	令和五年九月十日
医療法人社団康佑会 きざわ整形外科内科	戸田市中町一―一七―七	令和五年八月三十一日
志木いろは橋クリニック	志木市中宗岡五―一六―二―二	令和四年十月三十一日
医療法人社団康佑会 和光整形外科内科	和光市本町二―一―一コーポ和光一階	令和五年八月三十一日
桂医院	所沢市山口一五二九―二三	令和五年九月三十日
医療法人啓仁会 成クリニック	所沢市久米五三二―一	令和五年九月三十日
医療法人臯月会 野医院	比企郡小川町大塚一〇三	令和五年三月三十一日

いわさきハートクリ ニック	幸手市南三―一―二〇	令和五年九月一日
末柄歯科医院	加須市中央二―三―一九	令和三年四月三十日
平沼歯科医院	秩父市上町一―六―二	令和五年六月三十日
医療法人タカザワ歯 科医院	鶴ヶ島市脚折町三―一〇―一三	令和五年八月三十日
ドラッグセイムス 草加住吉薬局	草加市住吉一―五―二 FTビル一階	令和五年九月二日
みなみ薬局	朝霞市朝志ヶ丘四―七―一四	令和五年八月三十一日
セキ薬局 高麗川店	日高市高麗川二―二五―一	令和五年九月三十日

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
宮東 真稀		はっとりはり・き ゆう接骨院（大成 院）	さいたま市大宮区大成 町一―三〇〇―二	令和五年九月三十日
加藤 丈博		ミキ整骨院	所沢市小手指町一―一 五―一―一アゼリアV一 階	令和五年九月三十日